

様式B5

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称

事業所の名称							
--------	--	--	--	--	--	--	--

事業所の所在地

事業所の所在地							
---------	--	--	--	--	--	--	--

保安業務区分	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者等の数							
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者				人		
	製造保安責任者	人	その他			人	
調査員の数							
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者							
年間実働日数又は平均月間実働日数		日／月	日／年	日／年			
保安業務用機器	自記圧力計					個	
	マノメータ					個	
	ガス検知器					個	
	漏えい検知液					個	
	緊急工具類					個	
	一酸化炭素測定器					個	
	ボーリングバー					個	
緊急時対応を行う場合にあつてはその方法				別紙のとおり			

(備考)1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 事業所ごとに記載すること。

保安業務の技術的能力の算定について

事務所名又は
保安機関名

1 条件

(1) 従業員数: [] 人(内・保安業務資格者: [] 人、充てん作業者 [] 人
調査員 [] 人、補助員 [] 人)

(2) 資格者等の状況:別紙「従業員の資格一覧」のとおり

(3) 実施する保安業務及び一般消費者等数

実施する保安業務	一般消費者等の数	備考
①供給開始時点検・調査		
②容器交換時等供給設備点検		
③定期供給設備点検		
④定期消費設備調査		
⑤周知		
⑥緊急時対応		
⑦緊急時連絡		

様式B7

2 保安業務資格者の算定

保安業務区分	算定式	一般 算定値	備考
①供給開始時点検・調査	A 戸 × $\frac{1}{20,000}$ _____		
②容器交換時等供給設備点検	A 戸 × $\frac{1}{100}$ × $\frac{1}{B}$ - D - E _____ _____ _____		0未満の場合は0とする
③定期供給設備点検 ④定期消費設備調査	A 戸 × $\frac{1}{20}$ × $\frac{1}{C}$ × $\frac{1}{4}$ _____		告示第2条第2号の特例による(注2)
⑤周知	A 戸 × $\frac{1}{40,000}$ _____		告示第2条第2号の特例による(注3)
⑥緊急時対応	A 戸 × $\frac{1}{20,000}$ _____		
⑦緊急時連絡	A 戸 × $\frac{1}{20,000}$ _____		一般消費者戸数20,000戸以下の場合(注4)
合計		0.000	小数点3ヶタまで求める
必要人数		0	名

以上、保安業務資格者 _____ 名に対し必要数は 0 名であり満足する。

注1 A:消費者数、B:月間実働日数、C:年間実働日数、D:調査員数、E:充てん作業者数

注2 (1) 定期供給設備点検と定期消費設備調査のいずれか一方を行わない場合には、保安業務告示第2条第1号表中ハ又はニの算定式を用いること。

(2) 補助員を伴って点検調査を行う場合には、算定式中の定数20を三分の四倍することができる。

注3 容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のいずれの保安業務も行わない場合には、算定式中の定数40,000を20,000とする。

注4 事業所ごとの消費者数が2万戸を超える場合は、保安業務告示第2条第1号表中ト後段の算定式を用いること。

様式B8

3 保安業務機器の算定値

保安業務区分	算定式	一般 算定値	備考
①供給開始時点検・調査	A 戸 × $\frac{1}{20,000}$	(イ)	自記圧力計(マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー
②容器交換時等供給設備点検	A 戸 × $\frac{1}{100} \times \frac{1}{B}$ - D - E + D + E	(ロ)	漏えい検知液 緊急工具類
③定期供給設備点検 ④定期消費設備調査	A 戸 × $\frac{1}{20} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4}$	(ハ)	告示第3条第2項の特例による(注2) 自記圧力計(マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 ボーリングバー
	A 戸 × $\frac{1}{25} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4}$	(ニ)	告示第3条第2項の特例による(注2) 一酸化炭素測定器
⑥緊急時対応	A 戸 × $\frac{1}{20,000}$	(ホ)	自記圧力計(マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー

注1 A:消費者数、B:月間実働日数、C:年間実働日数、D:調査員数、E:充てん作業者数

注2 (1) 定期供給設備点検と定期消費設備調査のいずれか一方を行わない場合には、保安業務告示第3条第1項表中ハ又はニの算定式を用いること。

(2) 補助員を伴って点検調査を行う場合には、算定式中の定数20及び25を三分の四倍することができる。

様式B9

4 保安業務用機器数

機器名	必要台数計算式	必要数	保有台数
自記圧力計 又はマノメータ	(イ) + (ハ) + (ホ) = 0.000	0	自記圧力計: マノメータ:
ガス検知器	(イ) + (ハ) + (ホ) = 0.000	0	
漏えい検知液	(イ) + (ロ) + (ハ) + (ホ) = 0.000	0	
緊急工具類	(イ) + (ロ) + (ハ) + (ホ) = 0.000	0	
一酸化炭素測定器	(イ) + (二) + (ホ) = 0.000	0	
ボーリングバー	(イ) + (ハ) + (ホ) = 0.000	0	

備考 1 算定値は小数点以下第3位までの数とする。

1 必要数は小数点以下を切り上げた数値とする。